

発行登録目論見書

令和7年10月

阪神高速道路株式会社

- 1 . この発行登録目論見書の対象とする社債の発行登録については、当社は金融商品取引法第23条の3第1項の規定により発行登録書を令和7年4月1日に近畿財務局長に提出し、令和7年4月17日にその効力が生じています。
- 2 . この発行登録目論見書に記載された内容については、訂正が行われることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
- 3 . この発行登録目論見書に基づき社債の募集を行う場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。

【表紙】

【発行登録番号】	7 - 近畿 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和 7 年 4 月 1 日
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 光市
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目 2 番 4 号
【電話番号】	06 - 6203 - 8888 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 中道 為治
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目 2 番 4 号
【電話番号】	06 - 6203 - 8888 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 中道 為治
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(令和 7 年 4 月 17 日)から 2 年を経過する日(令和 9 年 4 月 16 日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 290,000 百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日） 令和6年6月27日近畿財務局長に提出

事業年度 第20期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日） 令和7年6月30日までに近畿財務局長に提出予定

事業年度 第21期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日） 令和8年6月30日までに近畿財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度 第20期中（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日） 令和6年12月19日近畿財務局長に提出

事業年度 第21期中（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日） 令和8年1月5日までに近畿財務局長に提出予定

事業年度 第22期中（自 令和8年4月1日 至 令和8年9月30日） 令和9年1月4日までに近畿財務局長に提出予定

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（令和7年4月1日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

阪神高速道路株式会社本店

（大阪市北区中之島三丁目2番4号）

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本発行登録書により募集を予定している社債（以下「当社債」といいます。）には保証は付されません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

債務引受けの詳細については、参照書類としての有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容（イ）経営成績に重要な影響を与える要因 b 機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- （注）
1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
 2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
 3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

本発行登録書提出日(令和7年4月1日)現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。
理事長・・・令和8年3月31日まで(中期目標の期間の末日まで)
理事・・・令和7年9月30日まで(2年)
監事・・・令和7年度の財務諸表承認日まで(中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで)

資本金及び資本構成

令和6年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,651,733百万円
政府出資金	4,120,241百万円
地方公共団体出資金	1,531,491百万円
資本剰余金	839,283百万円
資本剰余金	2,139百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	13,789百万円
減価償却相当累計額()	11,640百万円
減損損失相当累計額()	2,061百万円
除売却差額相当累計額()	87百万円
利益剰余金	8,892,809百万円
純資産合計	15,383,825百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
() 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
() 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)

- () 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する自動車駐車場(高速道路に附属する道路の附属物であるものに限り、)の整備(高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備と一体的に行うものに限り、)に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (xi) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (x) 上記(x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- () 機構法
- () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- () 通則法
- () 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- () 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和9年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、参照書類としての有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク 1. 政策変更等に係る法的規制の変更 高速道路関係法令等」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」を併せてご参照ください。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	阪神高速道路株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 吉田 光市

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（令和7年4月1日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

（令和7年2月13日の募集）

阪神高速道路株式会社第32回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）

券面総額又は振替社債の総額 250億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社及び関係会社（連結子会社 13 社（令和 7 年 3 月 31 日現在））は、高速道路事業、受託事業及びその他（関連）事業の 3 部門に関係する事業を行っております。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期
決算年月	令和 2 年 3 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 3 月	令和 5 年 3 月	令和 6 年 3 月
営業収益 (百万円)	370,242	196,381	217,908	250,190	252,812
経常利益 (百万円)	2,119	1,110	3,603	2,516	4,216
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,336	73	2,612	1,772	2,541
包括利益 (百万円)	969	701	2,969	1,789	3,509
純資産額 (百万円)	53,614	54,316	57,285	59,075	62,584
総資産額 (百万円)	227,925	229,281	207,177	252,306	250,167
1 株当たり純資産額 (円)	2,680.73	2,715.83	2,864.29	2,953.77	3,129.24
1 株当たり当期純利益 (円)	66.84	3.65	130.65	88.64	127.06
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.5	23.7	27.7	23.4	25.0
自己資本利益率 (%)	2.5	0.1	4.7	3.0	4.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	137,801	△17,263	△1,120	△27,158	904
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△11,666	△17,085	△8,134	△25,467	24,842
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△96,538	24,940	△10,374	33,620	△11,647
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	87,901	78,492	58,863	39,857	53,956
従業員数 (人)	2,463	2,507	2,577	2,632	2,649
[外、平均臨時雇用人員]	[1,589]	[1,597]	[1,580]	[1,526]	[1,576]

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
営業収益 (百万円)	366,337	191,705	213,332	245,006	247,076
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	411	△1,031	1,787	699	2,023
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	293	△1,049	1,513	757	1,195
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額 (百万円)	40,432	39,383	40,897	41,654	42,850
総資産額 (百万円)	212,207	211,121	189,523	233,243	230,110
1株当たり純資産額 (円)	2,021.63	1,969.17	2,044.86	2,082.72	2,142.52
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	14.70	△52.46	75.69	37.86	59.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.1	18.7	21.6	17.9	18.6
自己資本利益率 (%)	0.7	△2.6	3.8	1.8	2.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	682	685	708	729	739
[外、平均臨時雇用人員]	[192]	[167]	[164]	[162]	[158]
株主総利回り (%)	—	—	—	—	—
最高株価 (円)	—	—	—	—	—
最低株価 (円)	—	—	—	—	—

- (注) 1. 第15期、第17期、第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
4. 株主総利回り、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和7年8月12日
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上松 英司
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目2番4号
【電話番号】	06 - 6203 - 8888 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 新熊 一央
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目2番4号
【電話番号】	06 - 6203 - 8888 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 新熊 一央
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	令和7年4月1日
【発行登録書の効力発生日】	令和7年4月17日
【発行登録書の有効期限】	令和9年4月16日
【発行登録番号】	7 - 近畿1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 290,000百万円
【発行可能額】	290,000百万円 (290,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令 和7年8月12日(提出日)であります。
【提出理由】	令和7年4月1日に提出した発行登録書に記載されている「第三 部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報 3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」について、独 立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より「高速道路機構 令和6事業年度決算承認及び決算に合わせて開示する高速道路事 業関連情報について」と題する書面が作成、記者発表されたこと による当該書面記載の情報に合わせた情報の訂正、及びその他訂 正すべき事項がありますので、訂正発行登録書を提出するもので あります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。

(注)訂正を要する箇所及び訂正した箇所には、下線を付して表示しております。

第三部 保証会社等の情報

第2 保証会社以外の会社の情報

3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項

(訂正前)

<前略>

本発行登録書提出日(令和7年4月1日)現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

子会社及び関連会社はありません。

役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。

理事長・・・令和8年3月31日まで(中期目標の期間の末日まで)

理事・・・令和7年9月30日まで(2年)

監事・・・令和7年度の財務諸表承認日まで(中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで)

資本金及び資本構成

令和6年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,651,733百万円
政府出資金	4,120,241百万円
地方公共団体出資金	1,531,491百万円
資本剰余金	839,283百万円
資本剰余金	2,139百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	13,789百万円
減価償却相当累計額()	11,640百万円
減損損失相当累計額()	2,061百万円
除売却差額相当累計額()	87百万円
利益剰余金	8,892,809百万円
純資産合計	15,383,825百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

<中略>

道路関係四公団の民営化の経緯については、参照書類としての有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク 1. 政策変更等に係る法的規制の変更 高速道路関係法令等」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」を併せてご参照ください。

(訂正後)

<前略>

本訂正発行登録書提出日(令和7年8月12日)現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

子会社及び関連会社はありません。

役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。

理事長・・・令和8年3月31日まで(中期目標の期間の末日まで)

理事・・・令和7年9月30日まで(2年)

監事・・・令和7年度の財務諸表承認日まで(中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで)

資本金及び資本構成

令和7年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,651,791百万円
政府出資金	4,120,270百万円
地方公共団体出資金	1,531,520百万円
資本剰余金	838,956百万円
資本剰余金	2,526百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	14,502百万円
減価償却相当累計額()	12,349百万円
減損損失相当累計額()	2,061百万円
除売却差額相当累計額()	91百万円
利益剰余金	9,523,042百万円
純資産合計	16,013,789百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

<中略>

道路関係四公団の民営化の経緯については、参照書類としての有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク 1. 政策変更等に係る法的規制の変更 高速道路関係法令等」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 重要な契約等(1) 機構との協定」を併せてご参照ください。